

令和6年度答申第74号
令和7年3月19日

諮問番号 令和6年度諮問第99号（令和7年2月27日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A都道府県知事（以下「処分庁又は本件知事」という。）が、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する審査請求人X（旧B社。以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）14条の3の2第1項の規定に基づき、当該許可を取り消す処分（以下「本件許可取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）産業廃棄物処理業の許可

法14条1項は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

（2）産業廃棄物処理業の許可の取消し

法 14 条の 3 の 2 第 1 項柱書きは、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、同項 5 号は、法 14 条の 3 第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したときと規定するところ、法 14 条の 3 第 1 号は、「違反行為をしたとき」を掲げている。

(3) 事業者の処理

法 12 条 1 項は、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する産業廃棄物処理基準に従わなければならない旨規定する。

上記の政令で定める産業廃棄物処理基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）6 条 1 項柱書きは、法 12 条 1 項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、同施行令 6 条 1 項各号のとおりとする旨規定する。同項 3 号は、産業廃棄物の埋立処分に当たっては、同施行令 3 条 1 号イ及びロ並びに 3 号ニ及びホの規定の例によるほか、次による旨規定し、①埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること（ロ）、②埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと（ハ）等を掲げている。

(4) 立入検査

法 19 条 1 項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場等、産業廃棄物処理施設のある土地、建物等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査等させることができる旨規定する。

(5) 改善命令

法 19 条の 3 は、同条各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った事業者等に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる旨規定し、同条 2 号は、都道府県知事による命令として、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用さ

れる者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合を掲げている。

(6) 罰則

法26条は、同条各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨規定し、同条2号は、法19条の3の規定による命令に違反した者を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁から、平成24年4月19日付けで、法14条1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた。

(産業廃棄物収集運搬業許可証)

- (2) A都道府県C事務所（以下「本件事務所」という。）は、D市E課からの通報を受けて、法19条1項の規定に基づき、平成28年4月5日、同年6月15日及び平成29年1月31日、A都道府県D市F字Ga番（土地所有者：審査請求人代表取締役H（以下「本件代表取締役」という。））、b番、c番及びd番（以下これらの土地を「本件土地」という。）に立入検査をした結果、審査請求人が、請け負った家屋等解体工事に伴い発生した木くず、廃プラスチック類、コンクリートの破片等が混入した不要物（以下「本件産業廃棄物」という。）を本件土地に搬入し、敷き均して覆土している事実を確認した。同年1月31日の測量によると、本件産業廃棄物の容量は約1900立方メートルであった。

(改善命令の必要性に関する総括報告書、履歴事項全部証明書（審査請求人に係るもの）、土地登記全部事項証明書4通、改善命令書)

- (3) 審査請求人は、処分庁から、平成29年6月2日付けで、法14条1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の更新許可を受けた。

(産業廃棄物収集運搬業更新許可証)

- (4) A都道府県C事務所長（以下「本件事務所長」という。）は、上記(2)の立入検査の結果から、審査請求人の行為は、産業廃棄物の埋立処分に該当し、その処分方法等は、法12条1項で規定する産業廃棄物処理基準に違反するものとして、審査請求人に対し、平成29年7月10日付けで、法19条の3の規定に基づく改善命令（以下「本件改善命令」という。）を発し、同年10月10日までに、①本件産業廃棄物の全量を撤去し、適正に処分すること、②法12条1項で規定する産業廃棄物処理基準に従い、

本件産業廃棄物の撤去が完了するまでの間、本件産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることを命じた。

(改善命令書)

- (5) 審査請求人は、平成29年10月11日付けで、本件知事に対し、本件改善命令を不服として、審査請求をした。

(裁決書(本件知事))

- (6) 本件事務所は、平成29年10月17日から平成30年3月6日までの間に、本件土地に係る4回の現地調査(平成29年10月17日、平成30年1月10日、同年2月19日及び同年3月6日)を実施し、本件事務所長は、審査請求人に対し、本件改善命令により命じた措置を早急に講ずるよう3回の催告(平成29年10月24日付け、平成30年1月24日付け及び同年2月27日付け)を実施したが、本件改善命令の履行期限から約5か月を経過しても必要な措置がなされていないことを確認した。

(改善命令違反に関する報告書)

- (7) 審査請求人は、平成30年3月23日、施工業者に依頼し、本件土地の「木くずチップ撤去工事」を実施した。

(A都道府県D市F木くずチップ撤去工事)

- (8) 本件事務所は、平成30年3月30日、本件土地について、廃棄物の撤去状況調査及び写真撮影を実施し、本件産業廃棄物が撤去されていないことを確認した。

(廃棄物の確認及び写真撮影実施結果報告書)

- (9) A都道府県I部J課副課長(以下「主宰者」という。)は、審査請求人が上記(4)の本件改善命令に従わないことから、平成30年4月13日、審査請求人に対し、予定される不利益処分の内容を「産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し」として、聴聞を実施した。

主宰者は、平成30年4月17日付けで、処分庁に対し、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分が不適切であるとの審査請求人の主張には理由がないと考える旨の聴聞報告書を提出した。

(聴聞通知書、聴聞報告書)

- (10) 処分庁は、平成30年4月26日付けで、審査請求人に対し、法14条の3の2第1項の規定に基づき、下記の理由を付して、本件許可取消処分をした。

(本件許可取消処分の理由)

「A都道府県C事務所長は、B社に対して、法第19条の3(改善命令)の規定により、平成29年7月10日付けA都道府県K達第e号による改善命令書によって、A都道府県D市F字Ga番、b番、c番及びd番に堆積又は埋設されている木くず、廃プラスチック類、及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物等の産業廃棄物の全量を撤去し、適正に処分すること(以下「当該措置」という。)を命じ、その履行期限を平成29年10月10日と定めた。

A都道府県C事務所長は、同社が上記履行期限経過後においても当該措置に着手しなかったことから、同年10月24日付けK第f号、平成30年1月24日付けK第g号及び同年2月27日付けK第h号により、早急に当該措置を講ずるよう催告したが、同社は現在に至るまで当該措置を講じていない。

上記事実は、改善命令について定めた法第19条の3の規定に違反するため、同社は、法第14条の3第1号(違反行為をしたとき)に該当するとともに、処分基準(平成24年i月j日制定)により、法第14条の3の2第1項第5号(違反行為をし、情状が特に重いとき)に該当する。」

(処分基準(A都道府県制定)、A都道府県廃達第194号)

- (11) 審査請求人は、平成30年7月27日、審査庁に対し、本件許可取消処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (12) 本件知事は、令和3年6月17日付けで、上記(5)の審査請求を棄却した。

環境大臣は、令和6年1月25日付けで、本件改善命令に対する審査請求人からの令和3年7月15日付け再審査請求を棄却した。

(裁決書2通)

- (13) 審査庁は、令和7年2月27日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の理由により、本件許可取消処分の取消しを求める。

- (1) 本件改善命令の違法性について

ア 本件改善命令の違法性を主張できること

本件改善命令の理由となっている「本件土地に敷き均された木材チップが産業廃棄物に該当する」との処分庁の主張が覆れば、理由を同じくする本件許可取消処分もその根拠を失うことになることから、本件審査請求において本件改善命令の違法性を主張することができる。

イ 審査請求人が敷き均した物の廃棄物該当性

本件において「産業廃棄物」とされているものは、土壌改良のための木くずチップによるバーク堆肥である。本件土地は、本件代表取締役が果樹園運営目的のためにD市農業委員会に対してバーク堆肥を搬入する旨の確約書を提出し、購入の許可が下りたという経緯があるにもかかわらず、本件事務所がそれと矛盾する本件改善命令を行うことは適正ではない。また、バーク堆肥は時間が経てば堆肥になるものであって、これを産業廃棄物として撤去させることは適正ではない。

ウ 審査請求人が本件産業廃棄物の全部を投棄したことの立証がないこと

本件代表取締役が敷き均した木くずチップの下には、前土地所有者（あるいはそれ以前の所有者）が廃棄した産業廃棄物が存在している以上、掘削によって産業廃棄物が出てくるのは当然であり、それが審査請求人の責任となることはない。

本件は、処分庁が違法な投棄残土の状況を把握する義務を果たさなかったために生じた事案であり、投棄された残土等の責任を審査請求人に押しつけるのは不当である。

そもそも、産業廃棄物を、どの範囲にどのような量で投棄したというのかを立証する責任は処分庁にあるところ、上記の事情からすれば、本件産業廃棄物の約1900立方メートルの全部を審査請求人が投棄した立証がなされているとは到底いえない。

(2) 本件改善命令違反の事実の有無について

ア 審査請求人は本件許可取消処分前に撤去作業を行ったこと

審査請求人は審査請求人自身が敷き均した木くずチップについては、平成30年3月23日、施工業者に依頼し撤去措置を実施した。「廃プラスチック」や「金属くず等」は全体のごく一部にすぎず、あるいはそもそもその存在を確認できない。本件事務所が作成した「廃棄物の確認及び写真撮影実施結果報告書」からは、むしろ審査請求人の撤去作業により、産業廃棄物のほとんどが除去されたと評価されるべきである。

イ 審査請求人は期間延長の申入れ等を行っていたこと

審査請求人は、本件改善命令を受け、適切な措置を実施しようと考えていたが、本件代表取締役の長男の死亡、自宅に強盗が入るという不幸が続き、審査請求人が適切な措置を実施する上での時間的余裕がとれず、平成30年3月頃、代理人を通じて適切な処置の実施に関する面談等を同年4月中旬まで待っていただきたい旨を本件事務所のＬ課に伝え、同課からはこれに対し異議は出されなかった。本件許可取消処分は、このような経緯を無視して発令されたものであり適切ではない。

(3) 「情状が特に重いとき」の要件該当性について

仮に審査請求人が本件土地に敷き均した木材チップが産業廃棄物であるとしても、期限までに是正工事を履行できなかったのは、そもそも審査請求人に木材チップの除去をすべき義務はないと考えていたためであり、それでも重ねての指導勧告を受けたこと等を踏まえ、平成30年3月に撤去措置を行ったという事実経過を踏まえれば、審査請求人の情状は決して重くないというべきである。

(審査請求書、反論書、再反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件許可取消処分の実体法上の検討について

(1) 本件改善命令の違法性について検討する必要性はあるか

審査請求人は、本件改善命令が違法であるため本件許可取消処分は取り消されるべきである旨主張することから、二つの行政処分が時をおいて行われる場合に、後続処分の取消請求においてその違法事由として先行処分の違法を主張することができるか（すなわち先行処分の違法が後続処分に承継されるか）という、いわゆる違法性の承継の問題について検討する。

独立した二つの処分であるにもかかわらず、違法性の承継を認めることは例外的な場合であるといわざるを得ず、基本的には違法性の承継が認められるのは限定的に解されるべきである。

そのことからすれば、先行処分が後続処分にとって先決性を有するかを実体法的観点から考慮した上で、権利救済の必要性を有するかを手続的観点から検討し、両方の側面から違法性の承継を認めるか慎重に検討すべきである。

これを本件について実体法的観点から検討すると、本件のように改善命令に違反したような場合には、法14条の3第1号の「違反行為をしたと

き」に該当し、情状が特に重いときには許可を取り消さなければならなくなることから、本件許可取消処分は本件改善命令に後続するという関係にはあるものの、改善命令に従い必要な措置を講じさえすれば許可を取り消されることにはならないのであるから、先行処分が後続処分の先決性を有する場合であるとはいえない。

次に、本件について手続法的観点から検討すると、本件改善命令は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条2項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）3条2項）に該当し、これについて審査請求や取消訴訟を提起することができるものと解される。そして、審査請求人は既に、本件改善命令に対する審査請求及び再審査請求を行い、いずれも棄却の裁決がなされていることを考慮すると、本件改善命令の違法性については既に十分な検討が行われていると評価すべきであり、手続的観点における権利救済の必要性は乏しいといえる。

以上の事情からすれば、本件は、いわゆる違法性の承継を認めるべき場合には該当せず、審査請求人は、本件審査請求において本件改善命令の違法性を主張することはできない。

よって、本件審査請求においては、本件改善命令の違法性についての検討を要しない。

（2）本件改善命令違反の有無について

本件では、審査請求人は、本件改善命令に従わなかったとして本件許可取消処分を受けているところ、本件改善命令は、法に基づく処分であり、本件改善命令に従わない行為は「違反行為」に該当する（法7条の3第1号）。

ア 本件産業廃棄物の全量を撤去したと認められないこと

審査請求人が提出した「A都道府県D市F木くずチップ撤去工事」と題する資料によれば、審査請求人が平成30年3月23日頃に施工業者に依頼し、本件土地に敷き詰めていた木くず等の撤去作業を行った様子が見られる。しかし、上記資料の記載内容や処分庁が同月30日に行った現地調査結果である「廃棄物の確認及び写真撮影実施結果報告書」からすると、施工業者が行った工事は「鋤取り」工事を中心であり、本件改善命令で講ずべき措置の内容となっている「堆積又は埋設されている」本件産業廃棄物の全量を撤去する作業というよりは、表土等を薄く取り除く等が中

心の作業であったことが認められるところ、上記報告書等に記載された事実を踏まえると、審査請求人が撤去作業を行ったと主張する平成30年3月23日以降においても木くず、コンクリートがら、レンガ、金属くず、廃プラスチック類等が本件土地に堆積している様子が認められ、本件改善命令の講ずべき措置の内容である本件産業廃棄物の全量を撤去したと判断することはできない。

イ 本件改善命令に係る履行期限の延長の申入れはされていないこと

審査請求人は、本件改善命令の履行期限の延長の申入れをしたと主張するが、審査請求人の代理人からの架電は、本件産業廃棄物を破砕する目的で使用されていた事業場に対する立入検査の実施時期を先延ばしするよう申入れを行っていたことが認められるにすぎない。よって、審査請求人と本件事務所長との間で、本件改善命令に係る履行期限の延長の合意があったということとはできず、審査請求人の主張を認めることはできない。

以上より、本件産業廃棄物の全量が撤去されていないことや改善命令の履行期限の延長の合意が認められないことからすると、審査請求人は本件改善命令に従わなかったといえ、「違反行為」があったといえる。

(3) 「情状が特に重いとき」といえるか否か

法14条の3の2第1項5号にいう、違反行為の「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な法違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など、廃棄物の適正処理の確保という法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいう（「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け環循規発第18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）第2の2（5））。

そのため、情状が特に重いときに当たるか否かは、違反行為の態様や違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸般の事情から判断され、この判断は処分庁の裁量に委ねられているものと解する。

本件では、本件改善命令が発出された日（平成29年7月10日）から3か月後の同年10月10日が本件改善命令の履行期限であったところ、審査請求人はその期限を過ぎても講ずべき措置の内容を履行しなかった。その後、処分庁は、審査請求人に対し、平成29年10月24日付け、平成30年1月24日付け及び同年2月27日付けで合計3回もの催告を行っているが、審査請求人が本件改善命令に従うことはなかった。

また、審査請求人は本件改善命令の履行期限を5か月も過ぎた平成30年3月23日頃、施工業者に依頼し、本件産業廃棄物の撤去作業を試みた事実が認められるも、本件改善命令の措置内容の履行があったと評価できるほどの撤去作業ではなかったにもかかわらず、審査請求人は本件産業廃棄物を撤去したと主張するばかりか、更には本件改善命令に対する再審査請求において棄却の裁決（令和6年1月25日付け）が確定した後も、本件産業廃棄物の廃棄物性を争う態度を変えず本件土地に本件産業廃棄物が残置されている状況である。

これらの事情を加味すれば、審査請求人の是正可能性は乏しいといわざるを得ない。

以上からすると審査請求人の主張は採用できず、本件は「情状が特に重いつき」に該当するものといえる。

（4）本件許可取消処分 of 適否について

A都道府県の処分基準（平成24年i月j日制定）では、「改善命令違反」（別表1）かつ「情状が特に重いつき」（3（1）ア）の処分内容は「許可取消処分」である。

本件では、上記（3）のとおり、本件改善命令について、十分な履行期間の設定や3回にわたる催告が行われたにもかかわらず、審査請求人は、指示された措置の内容の履行をしなかった。加えて、本件改善命令に対する再審査請求の棄却の裁決（令和6年1月25日付け）が確定した後も指示された措置の内容を争う姿勢を変えず履行を行わない態度は、産業廃棄物を取り扱う許可業者として遵守すべき意識の欠如の現れと評価せざるを得ず、本件許可取消処分は合理的といえる。

以上からすれば、本件は、違反行為をし、情状が特に重いつきに該当するといえるため、審査請求人に係る産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消さなければならない。

2 本件許可取消処分の手続法上の検討

本件では、催告を3回も行った末、平成30年4月13日に聴聞手続を行い、本件許可取消処分を行っていることからすれば、手続的違法はない。

3 結論

以上から、本件許可取消処分には何ら違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件においては、本件審査請求から本件諮問までに約6年7か月が経過している。これには、本件改善命令に対して審査請求及び再審査請求が行われ、その手続が長期間に及んだこと、審査請求人から本件改善命令に対する審査請求手続の結果を待って本件審査請求の手続を進行するように上申されたこと等の事情があることがうかがわれるとはいえ、約6年7か月は長すぎるといわざるを得ない。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可取消処分の適法性及び妥当性について

- (1) 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者等が違反行為をしたとき、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができ（法14条の3柱書き及び同条1号）、その情状が特に重いときは、許可の取消しをしなければならない（法14条の3の2第1項柱書き及び同項5号）。したがって、本件許可取消処分が適法であるためには、審査請求人が行った違反行為について、その違反行為の情状が特に重い場合でなければならない。
- (2) 違反行為があったかについて

本件においては、前記第1の3（4）、同（6）及び同（8）記載のとおり、審査請求人が、本件土地に堆積又は埋設されている本件産業廃棄物の全量を撤去し、適正に処分すること等を内容とする本件改善命令を受けたのにこれに従わなかったことが認められ、これは法19条の3に違反する行為であると認められる。

審査請求人は、本件改善命令に従い撤去作業を行った旨主張しているのであるが、本件土地の写真（平成30年3月30日撮影）等によっても木くず、コンクリートがらが残存しており、審査請求人が本件土地に堆積又は埋設されている本件産業廃棄物の全量を撤去したとは認められない（廃棄物の確認及び写真撮影実施結果報告書）。

また、審査請求人は、本件改善命令の履行期限が延長された旨の主張もしているが、審査請求人から履行期限の延長の申入れがあったとの事実も認めることはできず、処分庁が履行期限の延長を了承していないのは明らかであるから、履行期限延長の合意があったとは認められない。

- (3) 違反行為が法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」

に該当するかについて

法19条の3の改善命令は、廃棄物の適正な処理の実施を確保するための必要な措置を命ずるもので、その違反に対しては、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するという罰則も定められているのであって（法26条2号）、それ自体重い違反行為であるというべきである。

そして、本件においては、審査請求人は、平成29年7月10日付けで履行期限を同年10月10日とする本件改善命令を受けたのに、履行期限までに履行せず、その後も、同月24日、平成30年1月24日及び同年2月27日の3回にわたり催告を受けても履行しなかったものであり、悪質であるといわざるを得ない（改善命令違反に関する報告書）。

- (4) 確かに、審査請求人は、本件改善命令が違法又は不当であるとして、その取消しを求める審査請求や再審査請求を提起している以上、本件改善命令に従わなかったことは当然の対応であるとも解される。

しかし、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないとされている（行政不服審査法25条1項）。また、審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分の効力等の停止をすることができると法定されている（同条2項）。そうすると、審査請求人は、かかる手段を講じなければ、本件改善命令に従わないことを理由として許可取消処分がなされることを想定し得たはずである。そうである以上、本件改善命令を争っていたとしても、これに従わなかったことがやむを得ない対応であったとすることはできず、その悪質さは否定されない。

以上により、上記(2)の違反行為は、法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」に該当するというべきである。

- (5) 審査請求人は、本件改善命令が違法であったので本件許可取消処分も違法であるとの主張もしているのであるが、本件改善命令の違法性については、本件改善命令の効力を争う手続の中で主張することが基本であり、現に、審査請求人は本件改善命令に対する審査請求の中でその違法を主張している。よって、本件許可取消処分に対する審査請求において、本件改善命令の違法を主張することはできないというべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件許可取消処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史